

読 替 後	読 替 前
<p>第一 規則第44条関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 復職時調整の要領について</p> <p>一 復職等の日における復職時調整は、<u>基準号俸の号数（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成22年法律第53号）附則第5条第1項の規定により1号俸上位の号俸とされた職員のうち当該復職時調整に係る休職等の期間の初日が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間にあるもの</u>にあつては、<u>基準号俸の号数に1を加えて得た数</u>。以下この号において「<u>特定基準号数</u>」という。）（<u>国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）附則第8条第1項の規定により1号俸上位の号俸とされた職員（以下この号において「平成24年1号俸調整職員」という。）のうち当該復職時調整に係る休職等の期間の初日が平成21年10月1日から平成24年3月31日までの間にあるもの</u>にあつては、<u>特定基準号数に1を加えて得た数</u>）に<u>1を加えて得た数</u>に、基準日から復職等の日の直前の昇給日の直前の評価終了日（復職等の日が昇給日である場合にあつては、その直前の評価終了日）までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号俸（休職等の期間の初日から復職時調整を行う日の前日までの間において、規則第39条若しくは第40条の規定による昇給又は人事院規則11—10（職員の降給）第5条若しくは第6条第2項の規定による降号（当該初日が昇給日前3月以内にある場合にあつては、当該初日から当該昇給日までの期間における当該昇給又は当該降号を除く。次項第1号（1）において「昇給等」という。）をしたときは、当該号俸の号数に当該昇給の号俸数に相当する数を加えて得た数又は当該号俸の号数から当該降号の号俸数に相当する数を減じて得た数を号数とする号俸。以下この号において同じ。）を超えない範囲内で行うものとし、復職等の日後の最初の昇給日における復職時調整は、<u>基準号俸の号数に、基準日から復職等の日後の最初の昇給日の直前の評価終了日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号俸を超えない範囲内で行うものとし、当該昇給日の次の昇給日における復職時調整は、基準号俸の号数に、基準日から当該次の昇給日の直前の評価終了日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数</u></p>	<p>第一 規則第44条関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 復職時調整の要領について</p> <p>一 復職等の日における復職時調整は、<u>基準号俸の号数に、基準日から復職等の日の直前の昇給日の直前の評価終了日（復職等の日が昇給日である場合にあつては、その直前の評価終了日）までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号俸（休職等の期間の初日から復職時調整を行う日の前日までの間において、規則第39条若しくは第40条の規定による昇給又は人事院規則11—10（職員の降給）第5条若しくは第6条第2項の規定による降号（当該初日が昇給日前3月以内にある場合にあつては、当該初日から当該昇給日までの期間における当該昇給又は当該降号を除く。次項第1号（1）において「昇給等」という。）をしたときは、当該号俸の号数に当該昇給の号俸数に相当する数を加えて得た数又は当該号俸の号数から当該降号の号俸数に相当する数を減じて得た数を号数とする号俸。以下この号において同じ。）を超えない範囲内で行うものとし、復職等の日後の最初の昇給日における復職時調整は、<u>基準号俸の号数に、基準日から復職等の日後の最初の昇給日の直前の評価終了日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号俸を超えない範囲内で行うものとし、当該昇給日の次の昇給日における復職時調整は、基準号俸の号数に、基準日から当該次の昇給日の直前の評価終了日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数</u></u></p>

に当該昇給の号俸数に相当する数を加えて得た数又は当該号俸の号数から当該降号の号俸数に相当する数を減じて得た数を号数とする号俸。以下この号において同じ。)を超えない範囲内で行うものとし、復職等の日後の最初の昇給日における復職時調整は、特定基準号数（平成24年1号俸調整職員のうち当該復職時調整に係る休職等の期間の初日が平成21年10月1日から平成24年3月31日までの間にあるものにあつては、特定基準号数に1を加えて得た数）に1を加えて得た数に、基準日から復職等の日後の最初の昇給日の直前の評価終了日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号俸を超えない範囲内で行うものとし、当該昇給日の次の昇給日における復職時調整は、特定基準号数（平成24年1号俸調整職員のうち当該復職時調整に係る休職等の期間の初日が平成21年10月1日から平成24年3月31日までの間にあるものにあつては、特定基準号数に1を加えて得た数）に1を加えて得た数に、基準日から当該次の昇給日の直前の評価終了日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号俸を超えない範囲内で行うものとする。

二～五（略）

3～8（略）

とする号俸を超えない範囲内で行うものとする。

二～五（略）

3～8（略）

読 替 後	読 替 前
<p>第一 規則第44条関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 復職時調整の要領について</p> <p>一 復職等の日における復職時調整は、基準号俸の号数に、基準日から復職等の日の直前の昇給日の直前の評価終了日（復職等の日が昇給日である場合にあっては、その直前の評価終了日）までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数に1（平成25年4月1日において31歳以上37歳未満の職員であって、復職時調整ができる日における号俸の号数が、平成18年4月1日から平成20年12月31日までの期間に係る同号に規定する調整数について同号に規定する標準号俸数の号数及び号俸数に相当する数並びに第3号に規定する算定の基礎となる号数（当該号数が0となる場合を除く。）がこれらの号数及び数にそれぞれ1を加えて得た数であったものとして調整された号俸の号数を下回る数が2以上となる職員（以下「2号俸上位相当職員」という。）（国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）附則第8条第1項の規定により1号俸上位の号俸とされた職員（以下「平成24年1号俸調整職員」という。）及び平成24年4月1日又は平成25年4月1日において同項に規定する除外職員（以下単に「除外職員」という。）であった職員を除く。）及び平成25年4月1日において31歳に満たない職員であって、2号俸上位相当職員（平成24年1号俸調整職員及び平成24年1号俸調整職員以外の職員で平成24年4月1日においてその者の属する職務の級における最高の号俸の1号俸下位の号俸を受ける職員（以下「最高号俸1号俸下位職員」という。）であった職員を除く。）にあっては、2）を加えて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り</p>	<p>第一 規則第44条関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 復職時調整の要領について</p> <p>一 復職等の日における復職時調整は、基準号俸の号数に、基準日から復職等の日の直前の昇給日の直前の評価終了日（復職等の日が昇給日である場合にあっては、その直前の評価終了日）までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号俸（休職等の期間の初日から復職時調整を行う日の前日までの間において、規則第39条若しくは第40条の規定による昇給又は人事院規則11—10（職員の降給）第5条若しくは第6条第2項の規定による降号（当該初日が昇給日前3月以内にある場合にあっては、当該初日から当該昇給日までの期間における当該昇給又は当該降号を除く。次項第1号（1）において「昇給等」という。）をしたときは、当該号俸の号数に当該昇給の号俸数に相当する数を加えて得た数又は当該号俸の号数から当該降号の号俸数に相当する数を減じて得た数を号数とする号俸。以下この号において同じ。）を超えない範囲内で行うものとし、復職等の日後の最初の昇給日における復職時調整は、基準号俸の号数に、基準日から復職等の日後の最初の昇給日の直前の評価終了日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号俸を超えない範囲内で行うものとし、当該昇格日の次の昇給日における復職時調整は、基準号俸の号数に、基準日から当該次の昇給日の直前の評価終了日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数</p>

捨てた数)を加えて得た数を号数とする号俸(休職等の期間の初日から復職時調整を行う日の前日までの間において、規則第39条若しくは第40条の規定による昇給又は人事院規則11-10(職員の降給)第5条若しくは第6条第2項の規定による降号(当該初日が昇給日前3月以内にある場合にあっては、当該初日から当該昇給日までの期間における当該昇給又は当該降号を除く。次項第1号(1)において「昇給等」という。)をしたときは、当該号俸の号数に当該昇給の号俸数に相当する数を加えて得た数又は当該号俸の号数から当該降号の号俸数に相当する数を減じて得た数を号数とする号俸。以下この号において同じ。)

を超えない範囲内で行うものとし、復職等の日後の最初の昇給日における復職時調整は、基準号俸の号数に、基準日から復職等の日後の最初の昇給日の直前の評価終了日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数に1(平成25年4月1日において31歳以上37歳未満の職員であって、2号俸上位相当職員(平成24年1号俸調整職員及び平成24年4月1日又は平成25年4月1日において除外職員であった職員を除く。))及び平成25年4月1日において31歳に満たない職員であって、2号俸上位相当職員(平成24年1号俸調整職員及び平成24年1号俸調整職員以外の職員で最高号俸1号俸下位職員であった職員を除く。))にあっては、2)を加えて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号俸を超えない範囲内で行うものとし、当該昇格日の次の昇給日における復職時調整は、基準号俸の号数に、基準日から当該次の昇給日の直前の評価終了日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数に1(平成25年4月1日において31歳以上37歳未満の職員であって、2号俸上位相当職員(平成24年1号俸調整職員及び平成24年4月1日又は平成25年4月1日において除外職員であった

とする号俸を超えない範囲内で行うものとする。

職員を除く。）及び平成25年4月1日において31歳に満たない職員であって、2号俸上位相当職員（平成24年1号俸調整職員及び平成24年1号俸調整職員以外の職員で最高号俸1号俸下位職員であった職員を除く。）にあつては、2)を加えて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号俸を超えない範囲内で行うものとする

。

二～五（略）

3～8（略）

二～五（略）

3～8（略）